

# 令和6年度 旭川市職員採用候補者資格試験案内

## ■ 試験区分と採用予定人数

試験区分			採用予定人数
社会人の部	事務	一般行政	7人
	技術	土木・建築・電気・機械	1人

## 旭川市 職員採用試験 社会人の部の 特長

ASAHIKAWA City

- 1 申込はインターネットから！PCで書類作成可！
- 2 就職氷河期世代の方も受験可能です！
- 3 筆記試験は適性試験（SPI3）！

### 旭川市職員を目指すべき職員

- 1 チャレンジ精神旺盛な未来志向
- 2 市民目線に立った協働志向
- 3 多様性を認め合うチームワーク志向

～ポイント～

これまでの取り組みから、何かを成し遂げようとする過程で培った力や実績等があれば、ぜひアピールしてください。

仲間と協力しながら、一生懸命取り組む事ができる方のご応募をお待ちしております！

## ■ 試験日程と採用予定日

受験申込受付期間		3月27日（水）0時00分から4月10日（水）23時59分まで
第1次試験	試験内容	個人面接試験・書類審査試験
	試験日	5月7日（火）から5月24日（金）までのいずれかの日
	合格発表（予定）	5月下旬
第2次試験	試験内容	適性試験（SPI3）
	試験日	6月3日（月）から6月21日（金）までのいずれかの日
	合格発表（予定）	7月上旬
第3次試験	試験内容	個人面接試験
	試験日	7月中
	合格発表（予定）	8月中
採用予定日		令和7年4月1日（又は令和6年10月1日）

【問合せ先】旭川市総務部人事課（旭川市役所総合庁舎6階）

〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地

電話（0166）25-5445（人事課直通）、メール jinji\_ikusei@city.asahikawa.lg.jp

## ■ 受験資格

次の(1)～(2)の全ての要件に該当する方

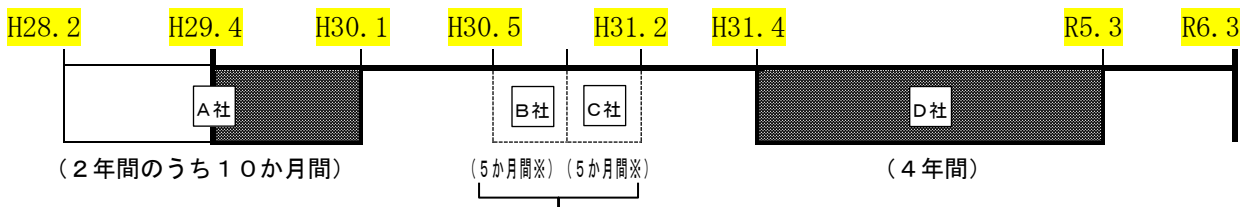
- (1) 昭和38年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
- (2) 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に、民間企業や公的機関等における職務経験が5年以上ある方

- ※ 「民間企業や公的機関等における職務経験」とは、正規・非正規の区別なく、会社員、自営業者、公務員、団体職員等として週29時間以上の勤務を同一企業等において6か月以上継続して勤務した期間をいいます。
- ※ 6か月以上継続した職務経験が複数ある場合はそれらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が6か月未満の場合は通算できません。
- ※ 青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る。）が6か月以上継続してある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。
- ※ 複数の職務経験がある場合はそれらの期間を通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した経歴については、通算できる期間はいずれか一つの職務経験のみとなります。また、1か月未満の期間は切り上げます。
- ※ 休業等（病気休暇等。ただし育児休業は除く。）のために、実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その期間は職務経験には通算できませんが、当該休業等に引き続く前後の期間は継続して勤務した期間とみなします。

### 【職務経験の期間の計算について】

例① 直近7年中の職務経験がA社で7年間在籍し、病気休暇や介護休暇を計1年間取得した場合には、その期間を差し引いた6年間の職務経験期間となります（育児休業の場合、差し引きません。）。

例② 平成28年2月からA社で2年間、平成30年5月からB社で5か月間、平成30年10月からC社で5か月間、平成31年4月からD社で4年間の職務経験がある場合には、A社での職務期間10か月間、D社での職務期間4年間の合計4年10か月が経験年数となり、5年間の要件を満たさないこととなります。



- ※ 採用人数は、欠員の状況等により変更することがあります。
- ※ この試験の最終合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿（有効期間：合格発表の日から1年間）」に記載されます。ただし、資格要件を満たさないことが明らかになった場合（定められた職務経験期間を確認できなかった場合等）には合格を取り消します。

### ※ 重複受験の制限

この社会人の部を受験される方は、今年度を実施されるほかの区分の旭川市職員採用候補者資格試験と重複して受験することはできません。

- ※ 勤務場所の受動喫煙対策として、敷地内は原則禁煙としております。
- ※ 日本国籍を有しない方は、受験資格のほかに、永住資格を有することが必要となります。また、試験に合格した場合の採用及びその後の昇任については、「日本国籍を有しない者は公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができない」という公務員の基本原則に基づき行われることとなります。
  - ・ 「公権力の行使」とは、命令、処分等を通じて、対象となる市民の意思にかかわらず、権利・自由を制限することとなる行為をいい、例えば「税の徴収業務、生活保護の決定・実施、道路管理に伴う許認可業務」などがあります。
  - ・ 「公の意思の形成への参画」とは、市政の企画、立案、決定等に関与することをいい、これに携わる職とは、最終決定権を有する職及び市の基本施策の決定に携わると市長が認めた職をいいます。

※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する方は受験できません。

・ 地方公務員法第16条の主な内容

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

■ 試験科目及び試験内容等

(1) 第1次試験

科目	内容
個人面接試験	人物などについての個人面接試験
書類審査試験	受験申込時に提出する受験申込書の審査

※ 第一次試験の詳細は「第1次試験『個人面接試験』について」をご覧ください。

(2) 第2次試験

受験対象	科目	内容及び出題分野
第1次試験合格者	適性試験 (SPI3-G) (約65分)	「思考力/判断力」「新しい知識の吸収力」「コミュニケーション能力」「応用力」などの基礎となる能力に関する択一式試験

※ 第2次試験の詳細は「第2次試験『適性試験（SPI3）』について」をご覧ください。

(3) 第3次試験

受験対象	科目	内容及び出題分野
第2次試験合格者	個人面接試験	人物などについての個人面接試験
		試験前に健康診断書を提出していただき、健康の状況を確認させていただきます。

※ 第3次試験の詳細は、第2次試験合格者に通知します。

■ 合格発表の方法及び試験結果の開示

試験課程	発表の方法	
第1次試験	合格者のみに郵送で通知します。	通知のほか、旭川市役所（旭川市7条通9丁目）掲示場及び旭川市ホームページ（アドレス <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/</a> ）に受験番号を掲示します。
第2次試験		
第3次試験	受験者全員に可否を郵送で通知します。	

※ 不合格者のうち、希望する方に対して、試験結果（総合順位）をお知らせします。

(1) 対象者：第1次、第2次、第3次試験の不合格者（本人に限ります。）

(2) 内容：不合格になった試験の得点及び順位

(3) 期間：不合格になった試験の合格発表の日から1か月間  
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(4) 場所：旭川市総務部人事課（市役所総合庁舎6階）

※ 郵送を希望する場合は、定形郵便物（25g以内）の郵送料金の切手を貼った返信用封筒（定形・宛先明記）を必ず同封してください。なお、返信先は、受験申込書に記入した現住所又は連絡先に限ります（電話での申出はできません。）。

■ 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、「旭川市職員採用候補者名簿（有効期間：合格発表の日から1年間）」に登載されます。ただし、5年以上の職歴を確認できない場合は合格を取り消します。

(2) 採用時期は、原則令和7年4月1日を予定していますが、本市の職員欠員状況及び応募者の都合を相談の上、令和6年10月1日となる場合もあります。なお、名簿に登載された方は、10月1日の採用対応が不可能であっても名簿から削除されることはありません。

■ 申込書類, 申込方法等

申込方法	<b>申込手順は次の通りです。</b>	
	<p>(1) 旭川市ホームページ「職員採用情報」ページから「受験申込書」の様式をダウンロードする。</p> <p>(2) パソコン等で書類を作成し、受付期間内に右記インターネット上の申込サイトにて必要事項を入力し、「受験申込書」をアップロードする。</p> <p>(3) 後日、受験番号と面接日時の通知が届く。</p>	<p><b>A 様式ダウンロード</b></p>  <p>旭川市 採用</p>
申込書類	<p>※ 上記(2)の作業をもって受験申込完了となります。</p> <p>※ 就職支援サイトからの「エントリー」では、受験申込とはなりませんので御注意ください。</p> <p>※ 受付完了後、システムから受付完了メールが自動送信されます。メールが届かない場合、次の状況が考えられます。</p> <p>ア メールアドレスに誤りがある</p> <p>イ 案内メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている</p> <p>ウ 旭川市からのメールが受信拒否設定となっている</p> <p>上記ア～ウを確認したうえで、至急問合せ先まで御連絡ください。</p> <p>※ 通信環境等の事情により、インターネット上の手続きが困難な方は、紙による提出を案内します。受験申込受付期間終了の10日前までに問合せ先まで御連絡ください。</p> <p>※ 事前連絡がない方の紙による申込は、原則受付できません。</p>	
	<p><b>受験申込書（構成：履歴シート…2ページ、エントリーシート…2ページ）</b></p> <p>※ 様式は、旭川市ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p>※ 履歴シートの所定の位置に写真（上半身・無帽・正面向・6か月以内撮影・縦4cm×横3cm）データを貼り付けてください。</p> <p>※ 提出書類等により取得した個人情報、今回の職員採用候補者資格試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。</p>	
問合せ先	<b>旭川市総務部人事課 Tel (0166) 25-5445（人事課直通）</b>	
その他	<p>※ 受付期間後は、いかなる理由があっても申込受付できません。</p> <p>※ 受付期間終了間際は申込サイトへのアクセスが集中し、繋がりにくくなる可能性があるため、早めの申込をお願いします。</p>	

■ 給与

初任給は、職務経験の年数等に応じ決定されます。

・ 28歳 高校卒

（職務経験10年で採用された場合の給与月額例）

年齢	経験年数	給料月額例
28	1年目 初任給	221,800円
30	3年目 主任昇任	245,200円
32	5年目 主任	256,200円
37	10年目 係長職昇任	284,800円

・ 35歳 大学卒

（職務経験13年で採用された場合の給与月額例）

年齢	経験年数	給料月額例
35	1年目 初任給	242,800円
37	3年目 主任昇任	272,200円
39	5年目 係長職昇任	284,800円
44	10年目 課長補佐職	333,500円

※ 採用1年目は一般職での採用となります。2年目以降については能力・勤務実績に応じて係長職等への昇任の可能性があります。

※ その他手当として、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等があります。

※ 例に示した昇任年数はモデルケースです。

※ この給料月額例は、令和5年4月現在の額であり、給与改定があった場合にはその例によります。

■ 過去の受験者数・最終合格者数（社会人の部・社会人一般枠）

実施年度	職種	募集人数	受験者数	最終合格者数	倍率
令和5年度	事務	2人	127人	2人	63.5
令和4年度	事務	8人	178人	7人	25.4
令和3年度	事務	2人	163人	2人	81.5